



市民的及び政治的権利に関する国際
規約

配布 一般
2015年1月26日

日本語訳(抄訳)

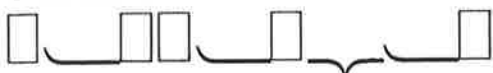
原文 英語

人権委員会

コミュニケーション第1973/2010号

第112会期で委員会が採択した見解
(2014年10月7日～31日)

提出者	ヒュー・レイモンド・グリフィス (代理人 ジョアンナ・マンズフィールド、ニコラ ス・パトリック)
申し立てられた被害者	通報者
締約国	オーストラリア
通報日	2010年2月22日 (初回提出)
参照文書	2010年8月17日に締約国に送付された委員 会手続規則97に基づきなされた決定書 (文 書形式では未発行)
見解の採択日	2014年10月21日
主題	犯罪人引渡しのための拘禁
実質的な問題	自由と安全に対する権利、公正な裁判を受 ける権利、恣意的な追放に対する外国人の 保護、効果的な救済を受ける権利
手続き上の問題	国内救済措置の完了、事物の性質に基づく 不適格
規約の条文	2 (2)、(3) (a)、9 (1)、(3)、 (4)、13および14 (1)
選択議定書の条文	2、3、5 (2) (b)



附属書

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書第 5 条 4 項に基づく人権委員会の見解（第 112 会期）

について

コミュニケーション No. 1973/2010 *

提出者	提出者：ヒュー・レイモンド・グリフィス (代理人：ジョアンナ・マンズフィールド、ニコラス・パトリック両弁護士)
申し立てられた被害者	通報者
締約国	オーストラリア
通告日	2010年2月22日（初回提出）

市民的及び政治的権利に関する国際規約第 28 条に基づき設置された人権委員会
2014 年 10 月 21 日に会合、

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書に基づきヒュー・レイモンド・グリフィスが人権委員会に提出した通報第 1973/2010 号の検討を終了し

通報の作成者および締約国によって入手可能とされたすべての書面による情報を
考慮した結果

以下を採択する：

選択議定書第 5 条第 4 項に基づく見解

1. この通報の通報者は、1962 年生まれの英国籍で、7 歳のときからオーストラリアに永住しているヒュー・レイモンド・グリフィスである。彼は、オーストラリアによる市民的及び政治的権利に関する国際規約第 2 条、第 9 条、第 13 条および第 14 条に基づく権利侵害の被害者であると主張している。選択議定書は 1991 年 12 月 25 日に締約国に対して発効した。通報者の代理人は Joanna Mansfield および Nicolas Patrick である。

* 以下の委員が本通告の審査に参加した：Yadh Ben Achour、Lazhari Bouzid、Christine Chanet、Ahmad Amin Fathalla、Cornelis Flinterman、Yuji Iwasawa、Walter Kaelin、Victor Manuel Rodriguez-Rescia、Fabian Omar Salvioli、Dheerujall B. Seetulsingh、Anja Seibert-Fohr、Yuval Shany、Konstantine Vardzelashvili、Margo Waterval、Andrei Paul Zlatescu。委員会手続規則第 90 条に従い、ナイジェル・ロドリゲスとジェラルド・L・ノイマン委員は、この通報の審査に参加しなかった。
Victor Manuel Rodriguez-Rescia、Fabian Omar Salvioli、Dheerujall B. Seetulsingh（同意）、Yuval Shany（同意）各委員による個別意見は、本意見書に添付されている。

(中略)

委員会における争点と手続

(中略)

本案の検討

7.1 人権委員会は、選択議定書第5条第1項に規定されるとおり、締約国によって入手可能とされたすべての情報に照らして、本通告を検討した。

7.2. 委員会は、特に、犯罪人引渡手続の開始以来2回目の拘禁が行われた2004年7月10日から、法務・関税大臣が犯罪人引渡事件について最終決定を行った2006年12月22日までの間、規約第9条第1項に照らして、拘禁が恣意的であったという通報者の主張に留意する。また、引渡しの目的のために、通報者の拘禁は法律を遵守し、正当化されたものであることを理由に、恣意的なものではないとする締約国の主張にも留意する。この点に関して、委員会は、恣意性の特徴を回避するために、拘禁は、締約国が適切な正当化を提供できる期間を超えて継続すべきではないというこれまでの先例を想起する。¹本件では、通報者の中断されない拘禁は2年5カ月以上続き、その間、通報者は、オーストラリアから米国への引渡しの対象であるとする2004年7月7日の連邦裁判所の認定に対する不服申立ての手段を追求した。締約国は、彼の拘禁を正当化するために特定の理由を提示しているが、委員会は、それらの理由が、時間の経過と間に介在する状況に照らして、通報者の拘禁の継続を正当化するものであることを証明できていないことを指摘する。特に、締約国は、通報者の特殊な状況に照らして、同じ目的、すなわち、締約国の犯罪人引渡し政策および国際協力義務の遵守を達成するために、例えば、報告義務、保証人、または通報者の個々の状況を考慮するその他の条件を課すことによって、より侵襲的でない手段がなかったことを立証していない。特に、締約国は、釈放を支持する通報者の主張、例えば、同じ犯罪人引渡し手続きの過程における過去の保釈条件の遵守、逃亡リスクの低さ、過去の犯罪歴の不在、健康状態などに十分な配慮がなされたかどうかを示すことができなかった。

7.3 さらに、委員会は、引渡しが遅延されるまでの拘禁は、オーストラリアの法律では期間制限されておらず、高裁の判例法では、原則として、引渡しの場合、「拘禁の必要性の有無にかかわらず、拘禁される」ことに留意する。これに関連して、委員会は、「合理的に実行可能な限り速やかに」行われることが期待されている法務・関税大臣による引渡し決定の期間について、国内法にも高等裁判所の判例法にも記載がないという通報者の主張に留意する。このような決定には、即ち、2005年9月6日から2006年12月22日までの15ヶ月以上を要したことに留意しつつも、委員会は、締約国が、この期間が「合理的に実行可能」の基準にどのように合致しているか、また、なぜこの特定の期間中、通報者の拘禁の継続が必要かつ正当であったかを立証していないと考える。このような状況において、当初の拘禁の理由が何であれ、十分な個別的正当化なしに犯罪人引渡まで拘禁を継続することは、委員会の見解では、恣意的であり、規約第9条第1項の違反を構成する。

7.4 委員会はまた、規約第9条4項に基づき、不釣り合いな長さのために恣意的となった継続的な拘禁について司法審査を受けるための有効かつ利用可能な救済手段がなかったという通報者の主張に留意する。締約国は、保釈申請を通じてそのような再審査が可能であると主張し、通報者の陳述に同意していないことに留

¹ (注：原文では脚注26) 例えば、C.対オーストラリア(前掲注2)、パラ8.2参照。

意する。委員会は、オーストラリア法および高等法院の判例法のみならず、認容可能性に関する検討事項を参照し、関係者が「特別な状況」の存在を立証し、それが「特別なものであり、犯罪人引渡しに直面するすべての者に適用される要因ではない」べきであり、かつ、保釈申請が「成功する見込みが強い」ことを証明した場合、裁判所によって保釈が認められると指摘する。高裁の判例法上、勾留期間の長さは「特別な事情」には当たらず、前回の保釈申請が却下された場合、新たな保釈申請を正当化するためには、事情の変化を立証しなければならない、という通報者の説明に留意する。委員会はさらに、保釈申請が成功するためには「比較的高い」閾値が設定されているが、勾留が国内法の下で正当化されるのであれば、裁判所が勾留期間のみに基づいて釈放を命じることができるという規約第9条第4項の要件は存在しないという締約国の主張に留意する。また、引渡しに直面する者が、そのような拘禁の必要性にかかわらず、一般に身柄拘束とされていることについて、締約国によって争われていないことに留意する。

7.5 委員会は、第9条第4項に基づく拘禁の適法性に関する司法審査は、拘禁の国内法への単なる遵守に限定されるものではなく、拘禁が規約の要件、特に第9条第1項の要件と両立しない場合には、釈放を命じる可能性を含まなければならないことを想起する。²第9条第4項の目的にとって決定的なことは、このような審査が、その効果において、単に形式的なものではなく、現実的なものであることである。³本件において、通報者は、2年以上にわたって身柄引渡しを待たずに拘禁され、その拘禁の継続が規約と適合するかどうかについての実質的な司法審査を受ける機会も、この理由で釈放される機会もなかった。このような状況において、また、規約第9条第1項に基づく所見に照らして、委員会は、締約国の法律及び慣行により、通報者が、その継続的な拘禁の適法性を見直しを得るために、裁判所において効果的な手続をとることが事実上妨げられていたと考える。なぜなら、裁判所は、時間の経過後も通報者の拘禁が適法であり続けるか否かを検討し、これに基づいて釈放を命じる権限を有していないからである。また、締約国は、通報者が規約第9条第4項に基づく請求に関して有効な救済手段を有していたことを立証していないと判断する。したがって、委員会の見解では、第9条第1項に反するか、または反するようになった拘禁に異議を申し立てることができないことは、規約第9条第4項の違反を構成する。⁴

8. 人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書第5条第4項に基づき行動し、目の前の事実は、規約第9条第1項及び第4項に基づく通報者の権利の侵害を明らかにしているとの見解を有する。

(後略)

² (注：原文では脚注27) 例えば、*C. v. Australia* (前掲注2), para. 8.3; および通報第1014/2001号、*Baban v. Australia*, views adopted on 6 August 2003, para.7.2.

³ (注：原文では脚注28) 例えば、*A. v. Australia* (前掲注1), para.9.5.

⁴ (注：原文では脚注29) 例えば、*C. v. Australia* (前掲注2)、パラ8.3参照。

[原文：英語]